

くらしの安心情報

情報ファイル NO.20

平成19年7月10日

解約の申し出をしたら、高額な中途解約料を請求する家庭教師サービス業者！

被害内容

【相談者40代 女性】

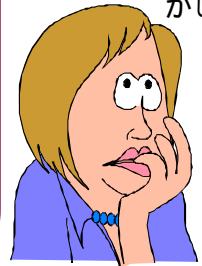
半年前、中学1年生の子供のために家庭教師サービスと、必要だと言われて学習教材を3年間分契約しました(計85万円)。しかし、子供が嫌がっているので、先日「家庭教師と教材を解約したい。」と業者に申し出たら、高額な中途解約料を請求された上、「教材の解約については一切応じられない。」と言われたのですが...

対処方法

- ・ 家庭教師サービスは、契約期間が比較的長期にわたり、かつ目的の実現が必ずしも確実でないという特徴があるので、「特定継続的役務」として法律で規制されています(契約金額が5万円を超え、かつ、契約期間2ヶ月を超える契約)。
- ・ クーリング・オフ期間(この場合は契約書面を受け取ってから8日間)を過ぎても中途解約をすることができ、解約金等についても一定の制限が定められています。また、「このサービスに必要」などと言われて併せて契約した教材などの関連商品も、クーリング・オフ(または中途解約)ができます。
- ・ 前払い(クレジット契約を含む)をする際には、特に慎重が必要です。
- ・ 業者の説明などで不審な点があれば、早めに市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



解約しようかしら...



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) 076 - 433 - 3252 (金融相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談・金融相談)